

平成29年12月5日
都留信用組合

預貯金口座付番に係る個人番号の利用目的変更（追加）について

都留信用組合（以下、「当組合」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当組合の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更いたしました。

なお、預貯金口座付番につきましては、平成30年1月1日からの取扱い開始となります。
※変更点は下線部をご覧ください。

【個人番号の利用目的】

- 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
- 金地金取引に関する法定調書作成・提供事務
- 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- 教育資金非課税制度等に関する法定調書作成・提供事務
- 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
- 預貯金口座付番に関する事務
預貯金口座付番の開始日は平成30年1月1日となります。
- 報酬・料金等の支払調書作成事務
- 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務